

# 死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和7年  
6月号

## 令和7年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署  
速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和7年1月1日から5月末日に発生した、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は、令和7年5月末時点で当署に報告があったもので、**死亡者数は0人、休業4日以上<sup>1</sup>の負傷者数は75人**となっています。

業種別では、**製造業（13人）、小売業（13人）**が最も多く、次いで**建設業（9人）、社会福祉施設（7人）**と続きます。事故の型別では、「転倒（24人）」が最も多く、次いで腰痛など「無理な動作・動作の反動（14人）」が続きます。転倒・腰痛災害は、高齢労働者に起こりやすい災害です。災害を事前に防ぐため専門家へのリスクアセスメント・運動指導の依頼や、事業場の設備を直した際にかかる費用の一部を助成する**エイジフレンドリー補助金（→）**等を活用し、職場環境の改善に力を入れましょう。

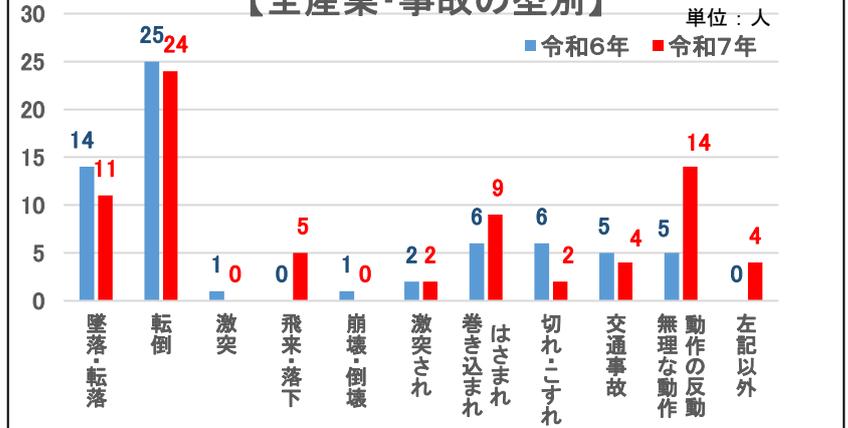


[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)

【令和7年 休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害発生状況 伊勢署】

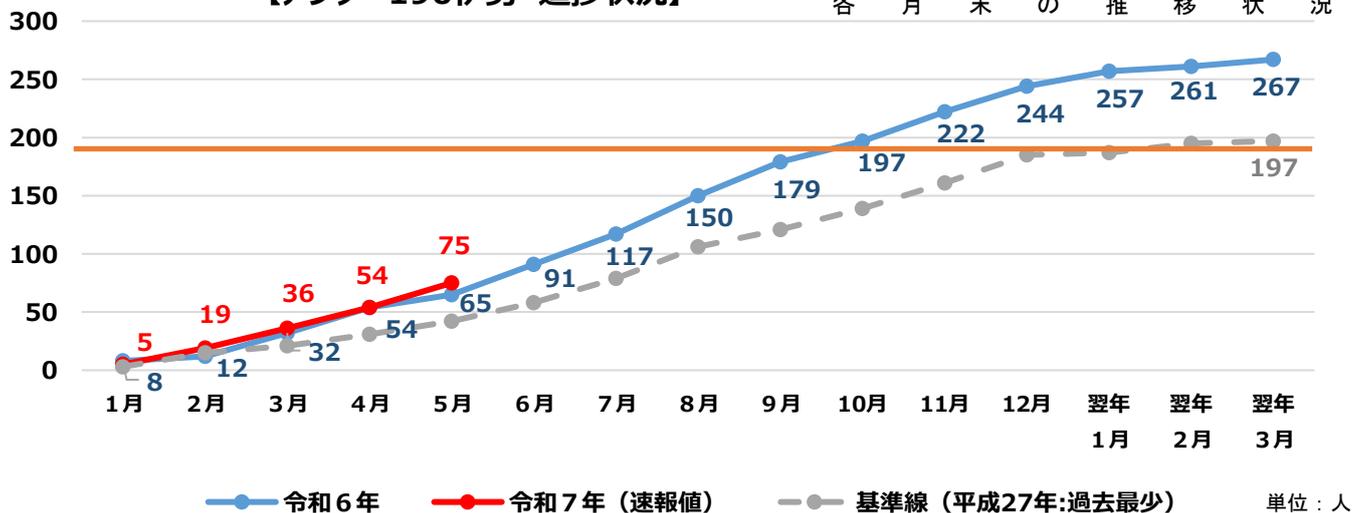
	令和6年		令和7年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		65		75	+10	±15.4%
製造業		10		13	+3	+30.0%
建設業		7		9	+2	+28.6%
道路貨物運送業		6		3	-3	-50.0%
林業		2		2	±0	±0.0%
小売業		11		13	+2	+18.2%
社会福祉施設		8		7	-1	-12.5%
旅館業		9		3	-6	-66.7%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

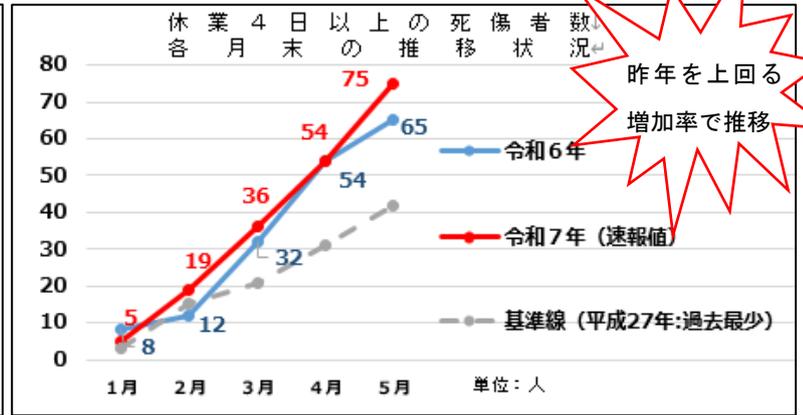
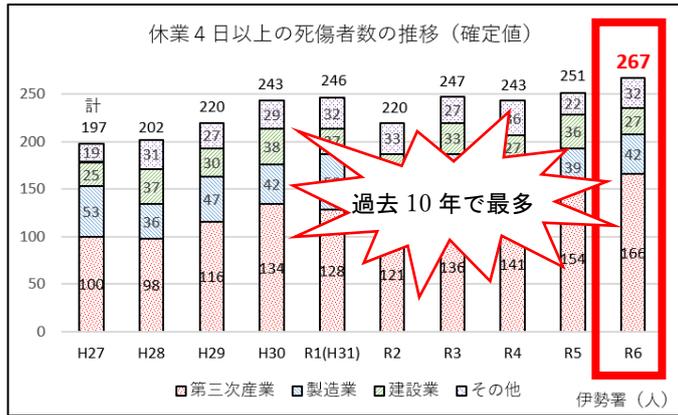
休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数  
各月末の推移状況



# 伊勢署管内で労働災害が昨年より増加しています！！

まさかこんなところで怪我をするなんて！ と思う場所でこそ災害は発生します。

伊勢労働基準監督署管内では、昨年（令和6年）267人の労働災害が発生し、過去10年間で最悪となりました。本年（令和7年）は、5月末現在、すでに75人の労働災害が発生しており、昨年同期より大きく増加しています。以下に管内の災害傾向と対策関連資料等の情報をまとめましたので、これらを参考に、効果的な災害防止対策を行いましょう。



## ◎ 転倒災害（全体の約3割）

伊勢署 R7.5末速報値における転倒災害の内訳（人）

約3割が滑り

半数近くがつまずき

- 伊勢署管内では、以下の原因でのつまずき、滑りによる災害が目立ちます。自社に該当する箇所はないか見直しましょう。
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒**  
➤設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒**  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➤転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒**  
➤水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

## ◎ 墜落・転落災害（全体の約1.5割）

伊勢署管内では、特に高いところの物を取ろうと脚立や椅子にのぼったり、作業のため機械設備等の上に乗ったりした時など、数十cmの高さからの墜落による骨折等が目立ちます。7月は墜落災害防止強調月間です。右のチェックリストをダウンロードして災害を事前に防ぎましょう。

<https://site.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/002279227.pdf>

## ◎ 無理な動作・動作の反動（全体の約2割）

重い物を持ち上げて腰痛を発症したり、体を無理な方向にひねって筋を痛めたりといった災害が多いです。体に負担を強いる作業手順になっていないか見直すほか、EIジフレンドリーガイドライン（QR左）や腰痛予防対策指針（QR右）を参考に取り組みましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koy\\_ou\\_roudou/roudoukyujun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koy_ou_roudou/roudoukyujun/anzen/newpage_00007.html)

[https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/131114\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/131114_01.pdf)

お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課  
TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索